

令和8年度  
伝統文化による国際文化交流振興事業補助金

公募要領

令和8年3月

福岡市

## 1 目的

この補助金は、福岡市（以下「本市」という）において日本の伝統文化の体験を通して国際交流の促進を図り、もって文化芸術をいかしたまちづくりを推進することを目的に交付します。

## 2 補助対象事業

(1) 補助金の対象となるのは、令和8年5月1日から令和9年3月31日までに実施される以下の事業とします。

ア 市内の大学等に通学する留学生や外国人（外国籍を有する者をいう。）に日本の伝統的な舞台芸術の知識・技能を教授し、その成果を本市内で年1回以上公演することにより、文化芸術の振興を促進し、日本の伝統文化の発展及び市民文化の振興並びに国際文化の交流に寄与すると認められる事業

イ 前号に掲げるもののほか、1の目的を達成するために必要な事業

(2) 次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします

ア 専ら営利を目的とするもの

イ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの

ウ 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

## 3 補助対象団体の要件

補助金の交付を受けることができるのは以下のいずれの要件を満たす団体とします。

(1) 営利を目的としないこと。

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）及び、同条第1号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(3) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと

(4) 本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有すること

## 4 暴力団の排除

暴排条例第6条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日を記載してください。芸名で活動されている場合も、本名（フリガナを付したもの）とあわせて記載してください。

※ 役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用しません。

## 5 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費及び補助金の上限は、以下のとおりとします。

補助対象経費	補助金の上限
(1) 印刷及び広報宣伝に係る経費 印刷消耗品費、通信費及び委託料	左に掲げる経費の10分の1に相当する額又は34万円のいずれか低い額
(2) 会場設営に係る経費 会場借上げ料、設備使用料及び委託料	
(3) 事業運営に係る経費 人件費、諸謝金、委託料、借損料、旅費、通信費及び諸経費	

## 6 申請受付

### (1) 申請期間

令和8年3月16日（月）から4月15日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 申請方法

所定の申請書類一式を、下記提出先にメール、郵送または持参で、1部提出してください。なお、書類は返却しません。

<p>【提出先】 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所14階  福岡市経済観光文化局 文化まつり振興部文化施設課 Mail: <a href="mailto:bunkashisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp">bunkashisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp</a></p>
--

### (3) 申請書類一式

	書類	記載内容及び注意事項
①	補助金交付申請書（様式第1号）	
②	事業計画書（関係書類 1）	・事業の目的及び効果、内容 ・公演の内容 ・過去に実施した同様の事業の実績
③	事業収支計画書（関係書類 2）	※補助対象経費と補助対象外経費を区別すること ※税抜で申請すること
④	団体の概要がわかる書類 ・定款又は規約 ・直近の決算書類 ・その他、団体の活動が分かる書類	・団体の定款又は規約 ・団体の直近の決算書類（理事会資料等一式） ・補助対象事業のほか、どのような活動を行っているかが分かる資料
⑤	役員名簿（関係書類 3）	※本名（フリガナを付したものの）、生年月日は必ず記載すること
⑥	市税の納税義務者の場合は、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（納税証明書）	※申請日前30日以内に交付を受けたものに限る ※納税義務がない者については、その旨の申立書を提出すること

※補助金交付申請書（様式第1号）及び「関係書類1～3」については、規定の様式で作成してください。様式は、申請期間中に福岡市ホームページからダウンロード又は福岡市文化施設課にて配布します。

規定の様式に記載した事項を補足する資料及び表1中の④で求めている資料については、任意の様式で構いません。

#### (4) その他

補助金は、1つの団体につき、1回の申請とします。

### 7 対象者の選定

文化施設課において要件を確認した後、要件を満たしている団体を対象に選定を行います。

- (1) 選定にあたっては、選定委員会を設置し、提出された書類を基に選定します。
- (2) 選定方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」とし、最高得点の団体に対し、補助金の交付を決定します。なお、得点が6割未満の場合は、失格とします。
- (3) 選定結果は、応募のあったすべての団体に通知します。
- (4) 詳細な審査項目及び審査内容については、公表しません。

### 8 審査項目

審査項目	内容
1 実績及び能力	補助事業の実施体制が適切で経験・能力が十分であり、補助事業の実績があるか。
2 事業の内容	申請された事業内容が、補助金の交付目的に合致し、かつ、実現可能なスケジュールや内容であるか。
3 事業の効果	補助金の交付目的を達成することができ、参加しやすい手法や効率的に効果を上げることができる内容であるか。

### 9 スケジュール

令和8年3月16日（月） 公募開始（同日公表）  
4月15日（水） 公募締め切り  
4月下旬 結果通知

## 10 その他

- (1) この公募要領及び申請に必要な様式は、公募期間中に福岡市ホームページで公表するとともに、福岡市文化施設課で配布します。
- (2) 補助金交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び本事業の補助金交付要綱を遵守しなければなりません。これらの規則や要綱に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。
- (3) 福岡市ホームページに本事業の補助金交付要綱を掲載しておりますので、交付決定後の事業着手に当たっては、交付要綱等を熟読し遵守事項に留意して事業に取り組んでください。
- (4) 本補助金は、令和8年度福岡市当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、実施しないことがあります。

問い合わせ先
--------

福岡市経済観光文化局 文化まつり振興部 文化施設課

TEL : 092-733-5113 FAX : 092-733-5537

E-mail : bunkashisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp